

京都市告示第 31 号

河川法第16条の3第1項の規定に基づき河川工事を施行しますので、同条第2項の規定により次のとおり告示します。

平成22年4月1日

京都市長 門川大作

1 河川の名称及び区間

名 称		区 間		
事業名	河川名	上 流 端	下 流 端	延 長
河川護岸等 補修工事	西羽束師川	西羽束師川支川との合 流点	京都市伏見区淀樋爪 町622番地地先	500m

2 河川工事の内容

河川護岸等補修工事

3 河川工事の期間

平成22年4月1日から平成42年3月31日まで

(建設局水と緑環境部河川整備課)